

関西看護医療大学学生規程

(目的)

第1条 この規程は、関西看護医療大学（以下「本学」という。）の学生が遵守すべき事項を定めることを目的とする。

(誓約書及び学生カード)

第2条 新たに本学学生となる者は、別に定める期日までに、誓約書を学長に提出することとする。

2 学生は、所定の期日までに、学生カードに所要の事項を記入して提出することとする。

(学生証)

第3条 学生は、常に学生証を携帯しなければならない。

2 学生は、学生証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 学生証を紛失、汚損又は破損したときは、速やかに学生証再交付願を提出し、再交付を受けることとする。

(健康診断)

第4条 学生は、毎年定期的に行う健康診断を受けることとする。

2 学生は、前項の健康診断の結果に基づき、本学が行う保健指導上の指示に従うこととする。

(各種証明書等の申請)

第5条 各種証明書が必要なときは、次の各号に規定する書類を提出することとする。

(1) 在学証明書等 証明書等発行願

(2) 学生旅客運賃割引証 学生旅客運賃割引証交付願

(届の提出)

第6条 住所等の変更が生じたときは、当該各号に規定する書類により速やかに届けることとする。

(1) 住所の変更 住所変更届

(2) 姓名の変更 改姓届

(3) 保証人氏名・住所の変更 保証人変更届

(願の提出)

第7条 休学（期間の延長を含む。）等をするときは、当該各号に規定する書類を提出し、学長の承認を受けることとする。

(1) 休学又は休学期間を延長しようとするとき 休学願

(2) 復学しようとするとき 復学願

(3) 退学しようとするとき 退学願

(団体の設立等)

第8条 学内において団体及びクラブ活動等（以下「団体」という。）を設立しようとするときは、その責任者は、学生団体設立許可願を提出し、学長の承認を受けることとする。

2 学生は、前項の団体設立に当たっては、本学教員のうちから顧問を定めることを原則とする。

3 団体は、名称、規約・会則、代表者又は顧問を変更しようとするときは、学生団体規約等変更願を提出することとする。

4 団体の代表者は、毎年5月末までに学生団体活動報告書を提出することとする。
(学外団体への加入)

第9条 学外団体に加入しようとする団体は、学外団体加入届を提出することとする。

2 学外団体を脱退したときは、学外団体脱退届を提出することとする。
(団体の解散)

第10条 団体は、団体が解散したときは、速やかに学生団体解散届を提出することとする。

2 学長は、団体が次の各号の一に該当するときは、当該団体の解散を命ずることができる。

- (1) 本学の教育研究活動を妨げた時
- (2) 学則その他諸規程等に違反した時
- (3) 団体活動中の事故発生等により、団体の運営が円滑に行われなくなった時
- (4) 団体の構成員が不祥事に関係し、当該不祥事が団体活動と密接な関係があった時
- (5) 団体活動が長期にわたって行われなかった時

(集会等及び寄付募集等)

第11条 本学の内外において集会、行事、寄付募集、物品販売、署名活動その他これに類する行為(以下「集会等」という。)

を行おうとする学生又は団体は、集会等開催願を提出することとする。

(集会等の解散)

第12条 学長は、集会等が本学の目的及び使命に著しく反すると認められるときは、当該集会等の解散を命ずることができる。

(学内掲示)

第13条 学生又は団体は、学内において文書、立看板等(以下「掲示物」という。)を掲示しようとするときは、7日前までに学生用掲示板等使用願に当該掲示物を添えて提出し、学長の承認を受けることとする。ただし、次の各号に該当する掲示物は禁止する。

- (1) 特定の個人、団体等を誹謗し、又はその名誉を傷つけるもの
- (2) 虚偽の事項を記載したもの
- (3) その他、内容、形状、大きさ等が品位を欠くもの

(掲示物の撤去)

第14条 第13条の規定により承認する場合においては、掲示期間は原則として1週間以内とし、期間が満了したときは、責任者は速やかに当該掲示物を撤去することとする。

2 学長は、掲示物が次の各号の一に該当するときは、当該掲示物の撤去を命じ、又はこれを撤去することができる。

- (1) 掲示期間を経過したもの
- (2) 許可を受けた内容と相違するもの
- (3) 検印がないもの
- (4) 学長が指定した場所・方法以外で掲示したもの
- (5) その他学長が不相当と認めたもの

(印刷物の発行又は配布)

第 15 条 本学の内外において印刷物等を発行又は配布するときは、当該印刷物は本学の名誉を傷つける内容及び他人に迷惑がかかる内容であってはならない。

(補足)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、学生生活に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。